

機関リポジトリ等への対応方針（お知らせ）

学術レビュー委員会

学術レビュー委員会では、国立大学図書館協会をはじめ多くの大学図書館から寄せられている機関リポジトリ掲載許諾願いに対処する方法として「機関リポジトリ等への対応方針」をまとめました。この度、機関リポジトリ掲載許諾を円滑に行うために、「論文集」、「技術報告集」、「英文論文集」、「総合論文誌」、「建築雑誌」、「大会学術講演梗概集」を国立情報学研究所の「NII-ELS コンテンツの機関リポジトリへの提供許諾条件一覧 http://www.nii.ac.jp/nels_soc/archive/list/」に登録いたしました。この一覧に登録したことにより、大学図書館等は、国立情報学研究所の「NII-ELS コンテンツ（CiNii）」において無料公開している論文等（PDF）を各機関リポジトリに保存・公開することができるようになりました。機関リポジトリを行う際にはご利用くださいますようお願い申し上げます。

機関リポジトリ等への対応方針

2008年5月26日 学術レビュー委員会決

電子媒体による論文集等掲載論文を全文転載する場合の許諾申請への対応方針を次のようにする。電子媒体による全文転載には機関リポジトリと個人リポジトリがある。機関リポジトリとは研究機関や大学及び企業の図書館において、雇用研究者の論文集等掲載論文を自らの機関で保有するサーバーに保存・公開することである。個人リポジトリとは著者が自分の論文等を自分個人のサーバーに保存・公開することである。

機関リポジトリへの対応

本会は、1年を経過した論文等の全文を文部科学省関係諸機関等で閲覧できるようにしている。非営利目的であって、掲載後1年を経過している論文等については、著者が所属する機関からの機関リポジトリ許諾申請に対して、著者の承諾を受けていること、出典を明記することを条件として原則許諾する。

個人リポジトリへの対応

本会は、著者が自分の論文等を自らの用途のために使用することについて制限をしていないので、個人リポジトリについて許諾申請を行う必要はない。ただし、本会は著作権を有しており、その状況を把握しておく必要があることから、個人リポジトリを行う場合には、出典の明記を条件とし、個人リポジトリ掲載を申告してもらう。なお、この方針をまとめる以前に掲載された論文等については、申告を免除する。

以上